

## 瀬戸市高齢者総合計画策定委員会（第3回目）

日 時：令和2年12月3日（木）

14時00分から15時40分

場 所：瀬戸市文化センター3階

第31会議室

出席者：●策定委員 12名

●委託業者 2名

●事務局 7名

### 【議題】

- 1 瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）  
素案について
- 2 その他

### 【内容】

#### 1 瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画） 素案について

第2回目の策定委員会時にいただいたご意見の反映状況等変更点、計画の進捗管理のための評価指標、サービス見込み量について説明。（資料A）

#### ●質疑等

- 委 員：差し替えが発生すると非常に分かりにくく、また重要な内容のため確定したものを早い段階で送付できるよう努めてほしい。
- 委 員：若年性認知症の方への支援の内容が追加されたと説明があったが、チームオレンジの図の中にその記載がない。
- 事 務 局：チームオレンジの図には若年性認知症の方に関する記載はないが、チームオレンジの事業説明の文章中に記載することで説明とさせていただきたい。
- 委 員：第2回目の策定委員会で指摘した文章の表現の訂正等非常に洗練された文章になっており、努力に感謝している。第3章の基本理念の文章において、「丸ごと」という表現があまりなじみのない、曖昧な表現に感じるが使用している意図はあるか。
- 事 務 局：国の指針において使用されている言葉を本計画中でも使用したが、この表記については再度検討したい。
- 委 員：26頁の圏域ごとの高齢化率グラフにおいて、東部圏域の推計のみ高齢化率が下がっているのは地域改革が進んでいることが要因という認識でよろしいか。
- 事 務 局：お見込みのとおり。東部圏域は、古瀬戸、東明、品野という地域からなっており、現状を見ると非常に高齢化率が進んでいる地域である。一方で、現在土地開発を進めている地域でもあるため、今後若い世代の流入が見込まれることから、

将来的な高齢者人口に関しては減少すると見込んでいる。

委員：32 頁の認知症対策の項目中にある単語表記について、国の認知症施策推進大綱と同様、「共生」と「予防」の推進という表現がされているが、この意味を市民の方に分かりやすいよう、冒頭の説明に入れてはどうか。

事務局：冒頭の説明はないが、60 頁の文章中で「共生」と「予防」の意味を説明する文章があるため、これをもって説明とさせていただきたい。

委員：26、27 頁のグラフが、左側のスケールがバラバラのため、統一してはどうか。

委員長：統計上、グラフの形をそろえて、その代わりにスケールを変えてという手法が使われることもあるが、見誤りそうだという指摘であったため、他の委員の意見を伺いたい。見づらいつい意見が多くなければこのままとさせていただきたい。

委員：指摘があるまで違和感を覚えなかった。全グラフのスケールを動かすのは、大変な作業かと思うので、このままでよいのではないか。

事務局：このグラフにおいて重要だと考える前期高齢者、後期高齢者の割合についても見やすくなるようスケールの調整がされていることも補足させていただき、問題ないようであればこの表記のままとさせていただきたい。

委員：検討の結果、現在の表記を維持とさせていただく。

委員：37 頁の第 4 章 基本目標 1 「住み慣れた環境で活躍できる社会の実現」における事業内容が、現状から変化がないように感じる。

委員：55 頁の基本目標 4 「尊厳を持って豊かに暮らせるようつながりを維持し地域で支え合える社会の実現」の具体的なイメージが湧かない。今暮らしている地域でこれからもできる限り自分らしく生きていこう、ということかと思うが、そうした生活をしていく中で、介護保険を使う以前の段階、例えば階段の上の電球が取り換えられないなど、日常の困り事が出てきたときに、現状ではどこに相談するのか。介護保険の関係であれば地域包括支援センターだが、日常の困りごと相談は地域包括支援センターが対応するような仕組みはない。他市で実施している元気な高齢者や地域住民が登録して、困りごとをお手伝いできる制度のように、困りごとを解決するだけでなく、手伝う側の高齢者の生きがい、自分の役割のある場所を提供するような仕組み等を市は検討して計画に入れているのか。

委員：41 頁 (2) 「要配慮者への自立支援」にある生活支援サービスの開発やネットワークの構築の推進という内容が関連するのではないか。

事務局：介護が必要でない方への支援については、41 頁周辺に記載している。また、ご指摘にあった地域の方、民間団体等が主体となる介護保険以外のサービスに関しては、本計画の性質上記載していない。他市事例のような地域もあるが本市においては、現在まだニーズ等を把握できていない状況である。ただし、本計画に記載がないから実施しないという意図はなく、各地域包括支援センターで困りごとのニーズを把握していたり、生活支援コーディネーターでも地域のニーズ・地域

資源等も把握しており、そうしたネットワークを使いながら、ご提案いただいたような事業が必要であれば随時生活支援コーディネーターが中心となって事業の企画や立案、サポートをさせていただきたい。

委員：他市町の事例では自治体を中心となってこうした事業を進めようとしている。本計画は令和3年度からのものであり、団塊ジュニア世代が高齢者となる、高齢者人口が多くなる時期であるため、一刻も早くこうした介護保険外のような仕組みを作っていくことが必要だと感じる。

委員：新しい計画を作るにあたり、厚生労働省からも、総合事業や介護予防等を計画に定めるよう指示がある中で、行政においては企画力が求められる。現状の枠にとられるのではなく、枠そのものを変化させていくということが非常に大事である。介護予防は、介護保険が必要な状態にさせない、そうした人を増やすということであるため、計画には早急に盛り込んでほしい。そして、変化をさせていくために検証をしてほしい。どうしたらできるかということ、できるように変えていくという考え方を持ってほしい。

地域包括支援センターに相談に行っても解決してくれない、相談に乗ってくれない、とまごころに来る方もいる。地域包括支援センターそのものの機能もきちんと発揮されていないだけでなく、要支援の方、要介護に至る前の方への支援が充実しないと介護保険は破綻してしまう。変化させることに躊躇しないしてほしい。利用者、住民の視点に立って理解してほしい。

委員：本計画の策定は、介護保険事業の中での計画であるため、指摘のあった介護保険を使うかどうかの境界部分の内容、介護が必要になる手前の方の困り事をどう救うかということによって、介護が必要な方の割合を減らせるというのは、今指摘のあったとおりである。何か困ったことがあったら、まずどこに聞いたらいいか。ここに聞けば、どこで解決できるか教えてもらえるような、相談者の方に道筋を示せるような、一種のワンストップサービスのような役割もあるのではないか。本計画中には記載することは難しいが、こうした役割は瀬戸市の中では地域包括支援センターなどが担えるのか。意見のあった困りごとを解決する登録制度に近いものも、瀬戸市の中でだんだん広がってきている。例えば、西陵地区のおたすけ隊は、電球交換や、庭の剪定等の困りごとをボランティアで解決してくれる。そうした対応であれば、介護保険の中ではできないが、やってくれる人がいるよという紹介がスムーズにつながるようになるのではないかと思う。ニーズとボランティアをマッチングさせるサービスといったところを考えるべきだという内容の指摘だと感じた。具体的には記載できないが、市としてもこうしたサービスにつながることを目指していこうと考えている、という理解でよいか。

事務局：そのようにご理解いただければと思う。地域包括支援センターが介護保険関係・

高齢者の方のご相談を受けるところであるというのは変わらないため、日常生活の困りごと全ての要望にお応えできていないところはあるかもしれないが、基本的には地域包括支援センターにご相談いただくことが第一となっている。また、他市町での事例の話が上がったが、瀬戸市の場合は地域力や市民活動、NPO等が非常に活発なため、そうした方々がケアしていただいているのだと感じている。こうした活動が盛んではない、行政主導でしかできない市町に関して、行政が中心になって実施しているのではないかと思う。瀬戸市の場合は市民活動、NPO、地域の方たちのお力添えをいただきながら、行政がそのサポートをさせていただくような形の関わり方で介護保険外のサービスを進めていければと考えている。

委員：第6章の施設サービスの見込みについて、107頁の④介護医療院とはなにか。令和2年度から令和5年度までは72名だが、令和7年度になると突然192名に増えているのは理由があるのか。現在介護医療院は展開が難しいと思うが、どのような根拠を持って数字を出しているのか。

委員：先の説明で、107頁の③介護療養型医療施設が、令和5年度をもって国より廃止する指示が出ているため、令和5年度までの介護療養型医療施設の年当たり人数が120名と設定されているものが、令和7年度に、転換先の介護医療院の72名に加えられて192名になっている理解したが実際はどうか。

事務局：お見込みのとおり。

委員：令和5年までの72名という数字も見込みの数字か。

事務局：お見込みのとおり。6人というニーズを基礎にして、12カ月で算出している。

委員：ボランティア等の活用について、67頁にある在宅医療介護連携の中のもーやっこネットワークシステムはボランティアも活用できるのか。

事務局：もーやっこネットワークシステムは、医療者、介護者等の専門職と市の連携システムになっており、個人情報取り扱いの観点から、現状は活用いただくことはできない。

委員：もーやっこネットワークシステムは使用できないが、地域包括ケアシステムの実現に向けて、様々な人材を活用して、地域包括支援センターとボランティアとが連携をして支援を行うということか。

事務局：個人の情報に関してはネットワーク上で共有するが、実際の支援のときにお力添えいただくということに関しては、ボランティアの方も含め一緒になって地域包括ケアシステムの実現のために、お力添えをいただくということで、つながりを維持していきたいと考えている。

委員：市民が生活をしていて困るのは、小さなことを誰に相談していいのかということ。植木鉢の移動や重いものを2階から下ろすなど、そういった困りごとをどこに頼めばいいかということ。こうした支援をしようと考えた地域の方を何人か知っているが、うまくいかなかった。こうした支援がなければ安心して地域で本当

に暮らしていけないと思う。介護保険の支援を受ける前の段階で、みんなが元気にやっていきたいと考えている。計画案を読むと、良い計画になりそうだが、日常の困りごと支援については、誰かがそこを立ち上げて行うということかと思う。それを市で考えてほしいと願っている。他の地域の事例からも学んでいかなければいけない。

委員：NPO法人や民間団体主体の支援となると、その主体がやめてしまう等の状況になった場合、瀬戸市の福祉はどうなるのだろうかと思う。また、NPO法人や民間団体は運営していく以上、必要最低限の金額を設定しないと経営が成り立たなくなるため、安価での提供は難しくなる。安価で頼みやすいサービスの提供を考えると、NPO法人や民間団体に任せるとするのは難しいのではないか。また、相談先だけではなく、ボランティア希望者の登録先を設ける仕組みも必要ではないか。行政が中心となる組織だと安心して登録できるし、困りごとにも相談しやすい。現状は、困りごとが地域包括支援センターに相談され、そこから情報が来るという形なので、地域包括支援センター以外にこうした仕組みも必要なのではないかと思う。

委員：今の話は、介護保険外の総合事業の中で、地域包括ケアシステムの中で、困りごと相談も重要であるということかと思う。これは計画の中には記載が難しいと思うが、生活支援コーディネーターには第1～3層まであり、瀬戸市は第1層第2層が設定されている。今回の日常の困りごと相談の担い手は第3層に役割がある。第3層は、市民主体の支援を指す層で、ここをどうしていくかというところが、総合事業の中のサービスC、Dになる。介護保険の計画の中に入れるのは難しいかと思うが、第3層の事務局も無料ではできない。予算化するという問題や、事務局が運営するという部分への検討が瀬戸市では欠けているのではないか。住民自治協議会や、コミュニティ協議会といったものがきちんと設立できるような支援を行政としてはしていく必要がある。第1層、第2層だけでは駄目で、第3層まで眺めて課題を見ていくべきだ。瀬戸市には、介護保険が必要となる前の方を支援する団体、小さな困り事を支援する団体、地域のおたすけ隊もたくさん存在はしている。しかし、無料でやっている等の理由で相談者が気楽に頼める、ともいえない現状もある。やはり、整備された組織があつて、この内容はお金が必要、この内容はボランティアでもできる、これはボランティアポイントでできる、などといったシステム作りが大事になってくると感じる。

委員：社会福祉協議会が当てにされていないのだと悲しい思いをして聞いていた。地域共生社会とは何かと考えると、国の指針にもある「丸ごと」という考え方だと思う。計画案の5頁にもあるように、今回の策定委員会における高齢者総合計画、障害者計画、子ども子育て支援計画があり、その上位計画に、瀬戸市地域福祉計画が策定されている。瀬戸市地域福祉計画では、地域をベースにした高齢者、障害者、子ども、いろいろな福祉について地域で支え合いをする、ということがべ

ースになっている。そして、これらと連携するように社会福祉協議会の活動計画がある。先ほど話に出ていたボランティア相談はどこに行くのかについても、福祉に限定されるが社会福祉協議会で受けている。また、社会福祉協議会においては、第1層、第2層の生活支援コーディネーターを担っており、機能しているか反省することが多いと感じた。そして社会福祉協議会の活動計画の中では、あらゆる相談窓口を機能させようということで地域担当も置いている。しかし、これらが機能していないということで、皆さんが相談先はどこへ行けばいいのかわからないということで、大変悲しい思いをしている。また、地域包括支援センターについても様々な業務を担っている。さらに、地域ケア会議において、個別ケースからつながる地域課題を見だし、そこから支えあい会議というものをコーディネーターが実施している。仕組みはできているが、なかなか機能していないのだと感じた。地域共生社会という言葉が、本計画の中にたくさん出てきている。地域共生社会という意味、縦割りをなくすという意味は何か、改めて考え、行政の考える地域共生社会に対して共通認識を持って進まないといけないと思う。意見にあったように、地域力、まちづくり、地区社協、自治会、民生委員、様々な手を携えてつくり上げていかなければならないのかなと思う。

委員：今の意見のとおりだと思う。高齢者のことだけでも組織が必要、というような議論になっていたが、そうではなく、地域共生社会に向けて、縦割りでなく、誰もが登録できるし、誰もが相談できるというような仕組みがあるといいなと思う。

委員：様々な議論があったが、自治会についても普段やっていることはある。例えば、困りごと相談についても、自治会にもできることだと思う。ただ、各団体の役割があるように感じ、そこに縛られてしまう。この縛りを越えた状態で支援ができる形を整えたいと思う。今でも困りごと支援ができる組織はたくさんあるので、それぞれの活動の範囲を広げるという形。また、今の高齢者で動ける方はたくさんいる。そんな人たちがお互い助け合えるという仕組みは今自治会をやっていて、ぜひやりたいと思っている方は多いように感じる。枠組みに縛られない支援体制を考え、やっていければと思う。

委員：様々な団体の代表として策定委員会に参加していただいている委員から意見をいただいた。この策定委員会に参加している委員で、何か困り事があったときに相談できる糸口になる、自治会や社会福祉協議会、民間団体、そして地域力もある。各々役割はあっても横でつながりを持とうということで、何か困りごとがあれば、どこかに相談すれば支援者につながる、という仕組みは、おそらく瀬戸市は既にあると思う。相談する方が遠慮されてしまう、こんなことを相談していいのかという部分でつながっていない部分もあるのかなと思った。この策定委員会は介護保険事業の部分を中心となるため、話がそれてしまうが、今の議論の内容は重要

なこと。自治会や社会福祉協議会、民生委員や民間団体等、すぐ横に相談できる人がいるはず。それらの情報を地域包括支援センター等どこかに集約されるという仕組みがあるといい、ということ。この仕組みを作るのは、行政が上から作ると縦割りになってしまう可能性もあるので、せっかく瀬戸市は民間団体も含めて活発な組織があるので、それらの使い勝手をもっとよくすればスムーズに動くのではないかと、今回の策定委員会の議論、そして他の会議等の内容を振り返り感じた。行政としても、当然そうした問題を承知した上で、横につなぐ組織として地域力を計画的にやってきたことだと思う。本日のご意見は、本計画の中の介護保険事業の部分には入らないが、これが瀬戸市の福祉、あるいはまちづくりを考えると基本であるという認識は、行政も持っていると感じている。今ある様々な組織とつながるためには、どこに相談してもつながれるということ、どのように市民に分かりやすく示すかというところで、行政も知恵を絞ってほしい。介護保険外の部分を含め、いかにニーズをまとめてつなげていくか、そこにつながりを生むというのがテーマで、そこに意識を置いて、仕組みを作っていきたい。

委員：総合事業の事業対象者、要支援者は地域ごとに区分けされた地域包括支援センター所属のケアマネジャーがつくと決まっており、選ぶことができない。これを解決できるよう国の制度が変わってほしいと感じている。

## 2 その他

- ・パブリックコメントの実施について説明。実施前に今回のご意見を踏まえた最終版をお送りする。
- ・策定委員会以外の会議体でいただいたご意見について、パブリックコメントと同時期に反映させていただくことを説明。
- ・次回第4回目（最終）の策定委員会日程について説明。

以上。